

拝啓、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成 3 年 12 月 19 日付で、ご照会のありました件につきましては、次のような考えで事務処理にあっております。

財団法人柔道整復研修試験財団主催の「厚生大臣指定講習会」は、国の法改正で新たに設けられたものであり、法律の施行の際現に柔道整復師である者及び法第 6 条に規定する者で柔道整復師となったものは、厚生大臣指定講習会を受けるように努めるものとなっております。

このことは、今後とも国民のニーズに対応し、国民の信頼に応えていくために、柔道整復師の資質向上を図ろうとするものであり、お尋ねの特典等があるとは考えられないことと認識しております。

今後とも何かとお世話になるかと思えます。よろしく願いいたします。

敬 具

平成 3 年 12 月 25 日

協同組合日本接骨師会  
会長 登山 勲 殿

東京都衛生局医療計画部  
医療指導課免許係